

工事関連以外の業務委託に係る最低制限価格の運用について

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 14 年政令第 55 号）が平成 14 年 3 月 25 日に公布・施行されたことを受けて、最低制限価格制度の対象となる契約の範囲を、測量・設計業務を含めた全ての請負契約にまで拡大された。

工事関連業務以外の業務委託の最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の算出モデル（国の算定モデル）である入札書比較価格（税抜予定価格）の $2/3 \sim 8.5/10$ の間で設定してきたことを参考に、下限である $2/3$ を入札書比較価格（税抜予定価格）に乗じて算定する。

ただし、下記に基づき算定された最低制限価格算定の際の端数処理については、千円未満を切り上げる。（単価契約は除く）

業務委託に伴い最低限必要な費用：P（最低制限価格）

1．工事関連業務以外の業務委託等に係る最低制限価格

契約番号が **4 2 5 2** からはじまるもののうち、「別紙 2」以外のもの。

$$P = \text{入札書比較価格（税抜予定価格）} \times 2/3$$